

## 公的研究費経理事務細則

(目的)

**第1条** この細則は、大阪女学院大学公的研究費取扱規程に基づき、公的研究費に関する経理事務の取扱いについて定める。

(定義)

**第2条** この細則において用いる用語は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 公的研究費とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究資金等をいう。
- (2) 研究担当者とは、研究代表者、研究分担者および連携研究者をいう。
- (3) 研究機関とは、研究担当者が所属する部門をいう。
- (4) 直接経費とは、公的研究費に基づく研究計画の遂行及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
- (5) 間接経費とは、公的研究費による研究を行う際に、研究代表者が所属する研究機関が研究の管理に要する経費をいう。

(諸手続)

**第3条** 公的研究費にかかる経理関係の諸手続は、研究担当者に代わり研究者の所属する研究機関が行うものとする。

(公的研究費の受入)

**第4条** 交付機関から送金される公的研究費の受入預金口座は法人事務局経理担当が管理するものとする。

**第5条** 大学・短期大学事務局教務学生部研究支援業務担当は、交付申請に当たり作成した交付請求書の写を法人事務局経理担当に提出しなければならない。

**第6条** 法人事務局経理担当は、公的研究費の入金を確認した都度、大学・短期大学事務局教務学生部研究支援業務担当にその旨通知するものとする。

(直接経費の管理)

**第7条** 直接経費の管理は、研究担当者に代わり研究代表者が所属する研究機関が行うものとする。

(直接経費の保管及び出納)

**第8条** 法人事務局会計課は、直接経費を預金し適正に保管するとともに、大学・短期大学総務部管理発注担当者及び図書館事務担当者から発する支出情報等に基づき出納事務を行うものとする。

(口座の開設等)

**第9条** 法人事務局経理担当は、第5条に定める公的研究費関係口座を開設した場合又は変更した場合には、金融機関名及び支店名並びに口座番号等を大学・短期

大学事務局教務学生部研究支援業務担当に通知するものとする。

(利息の管理及び執行)

**第10条** 公的研究費関係口座で生じる利息は、法人事務局経理担当において管理並びに執行し、原則として本学に譲渡するものとする。

(契約事務等)

**第11条** 物品の購入その他の役務の契約及び支出等の事務については、学院経理規程のほか関係する規則等を準用する。

**第12条** 出張の手続き及び旅費の計算については学院旅費規程を準用し、謝金の支出等については学院謝金支給基準を準用する。

(設備備品の寄付)

**第13条** 直接経費において設備備品を取得した研究担当者は、直ちに当該設備備品を本学に寄付しなければならない。

**第14条** 研究担当者が他の研究機関に所属することとなる場合であって、前条に基づく寄付済みの固定資産等を新たに所属することとなる機関で使用することを希望する場合には、当該設備備品等を研究担当者に返還するものとする。

(分担金の送付等)

**第15条** 本学の設置する各研究機関に所属する研究代表者が研究分担者に対して分担金を配分する場合には、大学・短期大学事務局教務学生部研究支援業務担当において受領委任状及び振込依頼書等の関係書類を取りまとめ、支出書類の起票を総務部に依頼するものとする。

**第16条** 研究代表者が異動する場合の公的研究費の送金、研究を中止又は廃止する場合の返還についても前条を準用する。

(間接経費)

**第17条** 間接経費は、当該間接経費を受入れた研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、公正・適正かつ計画的・効果的に執行し、用途の透明性を確保しなければならない。間接経費の使用実績については、研究機関内で公表し、本学の研究者に周知するものとする。

**第18条** 間接経費を譲渡した研究代表者が、譲渡後に本学以外の研究機関に所属することとなった場合又は研究を廃止した場合には、当該間接経費を受入れた機関の長は、当該直接経費に残額がある場合、当該直接経費の30%の額を間接経費として当該研究代表者に返還しなければならない。

**第19条** 間接経費の受入に当たっては、大学・短期大学事務局教務学生部研究支援業務担当は、総務部に未収振替伝票の起票を依頼し、これに基づき法人事務局経理担当が振替入金を行うものとする。

(内部監査)

**第20条** 研究機関の長は、毎年度所掌する研究課題のすべてについて、公的研究

費に関する内部監査を実施しなければならない。内部監査実施部署は、法人事務局とし、責任者は法人事務部長とする。

(その他)

**第21条** 公的研究費の経理事務に関し、この細則に拠ることのできない事由がある場合には、その都度別に定めることとする。

(改廃)

**第22条** この細則の改廃は、大学運営会議の議を経て、学院運営会議が行う。

#### 附 則

- 1 この細則は、2008年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、2014年4月1日から施行する。
- 3 この細則は、2015年4月1日から施行する。